

令和 5 年度第 5 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 8 月 10 日 (木)

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 (中会議室)

3. 開会 令和 5 年 8 月 10 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2 番 土山 秋吉	3 番 杉本 和明
5 番 中嶋 英徳	6 番 石井 裕	7 番 嶋田 正忠
8 番 宮本 静子	9 番 木山 倫彦	10 番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	木原 大介	平木 誠志	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4 番 徳永 章

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
農林水産課	課長補佐	磯野 誠勝
農林水産課	係長	大石 篤史

## 10. 提出議案

- |          |  |
|----------|--|
| 報告第 5 号  | 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について            |
| 報告第 6 号  | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について      |
| 議案第 16 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について              |
| 議案第 17 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について              |
| 議案第 18 号 | 農用地利用集積計画（案）について                         |
| 議案第 19 号 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る<br>意見聴取について |
| その他      |  |

(吉田事務局長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼　おはようございます・・・。着席

それでは、ただ今から令和5年度第5回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。  
始めに、濱北会長からご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

改めまして　おはようございます。もう皆さんも台風でうんざりしてあるかと思えます。台風6号が発生してから13日、この熊本の横を通って行きましたけれども、もうこんな台風は始めてでございます、あまりまあ風自体はひどくなかったからよかったかなという風に思っております。まあ今一番しかし暑い時期でございます、毎日毎日うだるような暑さが続きますが、身体を充分注意して気をつけていただきたいという風に思えます。

それから、農地調査があと1ヶ月になりましたけど、9月いっぱいになってましたけど、済んでないかたはなるだけ朝の涼しいうちに調べられたほうがいいかなと思います。私も、今年は朝からずっと8時から11時半位までしましたけど、昼からよりも朝の方がよっぽど涼しいですよ。もう雨が降らんでも夏は朝のほうがいいかなあというふうに思えます。まあ、涼しいうちに頑張ってください。よろしく申し上げます。

今日は、令和5年度第5回の定例総会でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(吉田事務局長)

ありがとうございます。それでは、本日の欠席委員のご報告です。4番　徳永委員から欠席の届出の連絡が入っております。それから　推進委員の城戸推進委員のほうでご欠席と平木推進委員が遅れて来られると連絡が入っております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

(濱北会長)

はい　分かりました。これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- |        |  |
|--------|--|
| 報告第5号  | 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について                |
| 報告第6号  | 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について            |
| 議案第16号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                  |
| 議案第17号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                  |
| 議案第18号 | 農用地利用集積計画（案）について                         |
| 議案第19号 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る<br>意見聴取について |

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は2番　土山委員　3番　杉本委員をお願いいたします。

(濱北会長)

早速 議事に入ります。1 ページです。「報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の 1 ページ、受付番号 4 番・5 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報告第 5 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声あり

(濱北会長)

はい、ありがとうございます。なければ報告第 5 号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。2 ページです。「報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい、報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。こちらも簡単ですが、以上で、報告第 6 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません。 の声あり

(濱北会長)

はい、なければ報告第 6 号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。4 ページです。「議案第 1 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい。議案第 1 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 4 ページから 1 9 ページ、受付番号 7 番から 1 3 番こちらにつきましては、譲

受人が同一でございますので一括して説明をしたいと思えます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。幅広いですが、説明資料の1ページから14ページのほうを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積75,374㎡、農作業歴11年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、軽トラ2台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事です。以上、受付番号7番から13番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の5番 中嶋委員にお願いします。

(中嶋委員)

はい、5番 中嶋です。よろしく申し上げます。資料のほうは4ページから19ページまでと後は議案と説明資料については、1ページから14ページということで、譲受人が同じという事で、ここにつきましては、菜切川の手前の左側 サッカー場がある所ですかね、田になつとですかね。もうあるも売買してあつとですかね。ぼってんもう、サッカー場自体が草だらけになつとったけん、たぶんもうサッカーはされてないのかなという形で思っております。まあ そこの手前が前回購入されて盛土をされてるということで、今回はその奥になります。川沿いを行こうかなと思ったんですけど、途中が竹林で全然先には行かれないという状態で、圃場についても麦をかなり植えられておられましたけど、今年はどうなのかな？その辺はちょっと分かりませんが、今んとこ植わつとつとこは、植わつとつですけど、今年も全然植えられてないということで、見てきました。この前購入されたところも奥にずつと進められて行くのかなあという感じでみてきたんですけど、地権者が変わるという事ですので、別に問題はないのかなあと思えます。よろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

(中村推進委員)

はい、中村です。いま、説明されたとおり問題ないかと思えます。この辺一帯ですね、買われてたぶんひとつにされるんじゃないかなあと思えます。畦がなくなって農業もしやすくなるんじゃないかと思えます。審議の程よろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、なにか質問等はございますか。

これは あの前回の続きですからね。

(濱北会長)

ないですか。はい、それでは、なければ採決をします。議案第 16 号 受付番号 7 番から 1 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 7 番から 1 3 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

次に進みます。20 ページです。受付番号 14 番と 15 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の 20 ページから 23 ページ、こちら受付番号 14 番・15 番についても、譲受人が同じですので一括して説明いたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 15 ページから 19 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 11,252 m<sup>2</sup>、農作業歴 25 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということでございます。

機械の所有状況でございますが、耕耘機 2 台、草刈り機 1 台、動力噴霧器 1 台、営農トラック 1 台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で 15 分程度ということですが。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということです。以上、受付番号 14 番・15 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の 6 番 石井委員にお願いいたします。

(石井委員)

はい。石井です。この場所はですね、高田のところ登って雲雀ヶ丘に行く所を右に曲がらず、真っ直ぐ通り抜け出来ませんっていう看板の先ですもんね。そこは、最初の方は農地調査で調べたときに B で出たとったところで、もう農地じゃなかったですもんね。ここは、問題はないと思います。それと、次のページの土地は手前が、一番手前の農地が米作ってあつですもんね。ここまでが、基盤整備がかかっつっていう地元の人の話です。その先がもう山

になっとなつて、全然行かれんですもんね。自分も歩いて先まで行って見たばつてん、もう申請地の左側こまでは行ったばつてんですね。譲受人が農業しなはるて聞いたばつてん、金山ん方ば大分増やしよんなるですもんね。だけん、ここも一緒にしなはるなら、開けてよかつつじやなかかなあと思います。問題はないと思います。審議の程よろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。ということなんですけど、城戸推進委員が今日はお休みということで・・・

(事務局)

城戸推進委員が、今日はちょっとお仕事の都合で来れないということで、こちら見られて、まあジャガイモを作られるということで、問題ないだろうということでした。ということで、コメントをお伝えしておきます。以上です。

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。なければ採決をいたします。議案第 16 号 受付番号 14 番及び 15 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、受付番号 14 番及び 15 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。24 ページです。受付番号 16 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案書の 24 ページから 25 ページ、受付番号 16 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 21 ページ・22 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 1,950 m<sup>2</sup>、農作業歴 7 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、耕耘機 1 台、営農トラック 1 台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するというところでございます。

以上、受付番号16番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の7番 嶋田委員にお願いいたします。

(嶋田委員)

嶋田です。久しぶりの上沖洲の案件が出ましたので、張り切ってご説明いたします。この譲受人は上沖洲の名石宮の前でミヤジクという塾をされてる方で今最近 趣味で営農をされてぶどう、果樹園を趣味的半分は出荷されてると思いますが、一応規模拡大するという考えを少し持ってらっしゃるという事で、譲受人と娘さんが家を建てられるという事で、それでその入口に通路がないという事で今度譲渡人から田んぼを購入するという案件です。場所はですね。上沖洲の通学路、用するに国道501号線の中央に元緑陰学舎というのがありました。そこの上沖洲の通路のほんの出たところですね。圃場整備から外れたところの一角です。通学路から出たところですね。譲受人の農地があるのでそこに娘婿が家を建てたいということで、入口の道を作られるという案件ですね。土地が余ってるところにまた果樹園を開きたいという考えです。一応そういう形で別に問題はないかと思えます。御審議のほどよろしく申し上げます。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に意見を伺います。

(池上推進委員)

はい。推進委員の池上です。今、嶋田委員が説明されたとおり 何も、自分も現地に行って、ぐるーっと見回しても何も問題ないと思えますけど、ただ道路に上下水道を通すのは大変かなあて思いました。どうぞ審議の程よろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。なければ採決をいたします。議案第16号 受付番号16番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、受付番号 16 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。26 ページです。議案第 17 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」受付番号 8 番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 28・29 ページ、受付番号 8 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、名石宮の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 23 ページから 25 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための使用貸借権設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10 h a 以上の規模の一段の農地の区域にある農地であるため第 1 種農地であり、原則不許可ですが、例外的に許可できる場合が定められております。

今回の例外規定については、農地法第 4 条第 6 項ただし書きウの集落接続要件を満たすため許可できるものと判断をしております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額及び親族からの貸付証明書の合計額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 10 月 1 日より着工予定、令和 6 年 5 月 30 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m<sup>2</sup>以下であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、北側水路に面した部分にはブロック塀を設置し、土砂の流出がないようにするという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は自然浸透とし、集水桝を設け北側水路に放流するという事でございます。以上、受付番号 8 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の7番 嶋田委員にまたお願いいたします。

(嶋田委員)

はい。嶋田です。先ほど説明しました案件の補足説明の続きなんですけど、目的は住宅を作るためにという所で、要するに義理の息子に畑を貸すと、そこに家を建てるという案件ですね。で、南側に家を建てて少し土地が余ったところにぶどうを栽培したいということです。ぶどうの栽培の方も少しずつ広がってきて、それを真似して同じ部落の人が作り始めました。余談ですが、上沖洲もそうした果樹園も広がって長洲町の特産になればいいなあと思います。よろしく申し上げます。

(濱北会長)

期待をするところでございます。ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に意見を伺います。

(池上推進委員)

推進委員の池上です。何度もすいません。今、説明がありました。何ら問題はないかと思っておりますので、審議のほどよろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございました。ないようですので、採決をいたします。議案第17号 受付番号8番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、議案第17号 受付番号8番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、30ページです。受付番号9番を議題といたします。事務局より説明をおねがいします。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案書の30・31ページ、受付番号9番です。

こちらも、先ほどと関連になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、名石宮の北側になります。

許可基準等についてご説明をいたします。説明資料の27・28ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、通路建設のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、先ほど申しました第 1 種農地となりますが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外規定につきましては、農地法第 4 条第 6 項ただし書きオに「事業のために欠かすことのできない通路」については許可できるという規定があり、自己所有地への通路建設であるため、該当するものと判断しております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 10 月 1 日より着工予定、令和 6 年 5 月 30 日完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、自己所有地への通路建設であるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、境界付近には土留工事を行い土砂の崩壊がないようにするという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことでございます。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透のほか傾斜をつけて北側水路に放流するという事です。

以上、受付番号 9 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 7 番 嶋田委員またまたお願いいたします。

(嶋田委員)

はい。嶋田です。先ほど説明しました通り、田んぼを購入されて田んぼを道路に変えたいということの申請で、この 4 件のかたは畑に行く道路が無かったので、一石二鳥ということを利用していいということで、許可ももらってるということで、測量のほうももう終わって、もう後は着工に進むだけになっております。別に問題はないかと思っておりますので、よろしく最後の審議をお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の池上推進委員にまたまたまたお願いします。

(池上推進委員)

推進委員の池上です。道路ができていい形になることを祈っております。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。

この件について、何か質問等はございますか。

(中嶋委員)

すいません、よかですか。24 ページで所有権移転ばしなはっですよね。1 番と 2 番と 3 番ば所有権移転してまた所有権移転ですか？こっちは、譲受人で所有権移転しとつとならば次は農地じゃなくて農用地ば変更すつとよかつじゃなかですか？また、所有権移転せなんと？

(事務局)

もう分筆してあるんですよ。いま、8 筆になつとつとですよ。現状・・・

(中嶋委員)

あー、もう分かれとつと。

(事務局)

筆が分かれてるので・・・

(中嶋委員)

前はあそこは 4 枚しかなかったけん。もうそこは 中ば割つてあつと。はいはい、だけんが③だけ道路の分しか売らっさんけんが、こがんなつとつと。あー、意味ん通じた。

(濱北会長)

他にございませんか？ ないですか。

(濱北会長)

なければ採決をいたします。議案第 17 号 受付番号 9 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございます。全員賛成です、議案第 17 号 受付番号 9 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。32 ページです。受付番号 10 番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の 32・33 ページ、受付番号 10 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、JR 長洲駅の西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 29 ページから 31 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、建売住宅 3 棟建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため第 3 種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 10 月 1 日より着工予定、令和 6 年 12 月 31 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、各区画の事業面積が非農家住宅基準面積概ね 500 m<sup>2</sup>を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、3 方を鉄筋コンクリート擁壁で囲むため土砂が流出することはないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのこと。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は集水桝から道路側溝に放流するという事です。以上、受付番号 10 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員 2 番の土山委員にお願いいたします。

(土山委員)

はい、2 番 土山です。議案の 33 ページを見てもらうと分かりますけど、場所はですね、JR 長洲駅の南側の駐車場をちょっと西側に行ったところになります。ここは ちょっと荒れぎみやったけんですね。家が建つとだいぶよくなってくると思います。別に何も問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

(坂井推進委員)

はい、推進委員の坂井です。先ほど土山委員が報告された通り問題はないと思われそうですので、審議の程よろしくお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありましたけど、この件について、なにか質問等はございますか。

(増岡委員)

ちょっといいですか。あのこのところのなんら問題はないと思うんですけども、この完成予定が令和 6 年 12 月 31 日着工が令和 5 年 10 月 1 日からと言うんで、私は素人で分かりませんが、これは、自由に設定できるんですか？期間は・

(事務局)

あの1年間です。1年間が限界です。

(濱北会長)

他にないですか。他にないようですので、採決をいたします。議案第17号 受付番号10番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第17号 受付番号10番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、34ページです。「議案第18号 農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第18号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、35ページが総括表となり2023年の期間ごとの総括になります。36ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、37ページ 賃借権9件 17筆 11,402㎡、38ページ 使用貸借権3件 3筆 1,377㎡となっております。以上、議案第18号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか？

はい。の声あり

(濱北会長)

採決をいたします。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、議案第18号は原案のとおり決定をいたします。

(濱北会長)

つづきまして、39ページです。「議案第19号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは 議案第19号 長洲町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴い、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求められておりますので、次のとおり提出するものです。

こちらにつきましては、長洲町で策定しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を、今回農林水産課の方で行っております。その際、基本構想を変更する際には農業委員会に意見を聴取するというようになっておりますので、今回の議案として提出をしているところです。議案とお手元に別紙の基本的な構想があると思いますので、この内容につきましては、本日、農林水産課の大石係長のほうがきておりますので、そちらのほうから、説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(大石係長)

皆さんこんにちは。農林水産課の大石と申します。お手元の資料でございます通り、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、今後の農業振興の指針について基本的な構想がありますが、これは5年ごとに見直しが行われておりまして、令和3年度に変更がなされております。今回は農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い文言等の修正が出てきておるもので、それを明記しておるところでございます。

基本構想を変更する際は、農業委員会へ届け出をして意見を聴取することとなっておりますので今回議案へ提出させていただいております。変更の内容につきましては、資料の色をつけた所で書いてございます。ご覧いただきますと、ちょっと主な所だけ説明させていただきますと、農業を担う者の確保というのが、ページ数でいきますと7ページでひとつ項目として追加してくれということできておりますので、そこを追加しております。あと以前、人・農地プランという名称だったものが、計画が変更されたことにより各文言の修正、とあとそれにもなって細かい表現の修正事項がありましたので、それを変更ということで、記載させていただいております。内容としては令和元年度に変更したものとほぼ変わることはないと思っております。効率的かつ安定的な農業経営と地域計画の実施について文章の中に詠って行こうということで、表記しております。説明は以上になります。

(吉田事務局長)

はい、ちょっとまあ 補足しますと この農業の基本的な構想というのが、先ほど言った法律に基づいて長洲町がこういった形で農業を推進して行くってということと、この基準に基づいて認定農家等の認定を行っていくという、原則的な基本的な構想という意味で、それが今回 基盤強化促進法が改正されたことによって 一応新たな項目を追加する必要があったりとか、文言の修正の方を行っているという 簡単に言うところの内容になっております。よろしく願いいたします。

(濱北会長)

ただ今、事務局及び農林水産課より説明がありましたが、この件について何か質問等がございますか。

(吉田事務局長)

内容等についても こちら県のほうも 当然基本構想というのがありますので、その担当等と 内容をつめまして、基本的には長洲町の完全オリジナルということよりも、その法律の国の方針、それと県の方針に沿った形で、あとは定める。

今回の内容については 本当その法律的な内容になります。追加したところについてもこういった その 7 ページを説明しましたがけれども 今まであった部分を補完するというこ  
とで、農業を担う者の確保、育成に関する事項としてきちんと文章として明記をするという  
ような内容になっております。それが 町としてどういう風にして取組むのか 一番にた  
とえば農業を担う者の確保の育成の考え方というものを詠った後にそれに基づいて長洲町  
が主体的にどういった取り組みを行っていくのか というようなところ、それから 3 番の  
その際に関係機関との役割 連携機関との役割 農業委員会もその中に入ってきますが、  
こういったところこういった役割分担をして実施していきますというような項目をきち  
んと明記した上で今後 農業政策を関係機関と一緒にやっていくというようなところ  
を記載しているというところでございます。

(濱北会長)

ありがとうございます。いまの件について何かご意見はなにかありますか。そしたら 今  
の件について賛成か賛成でないか 賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 19 号は意見なし、として通  
知することにいたします。

(濱北会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他の  
ご意見、ご質問はございますか。 なければ、事務局の方からお願いします。

- 1 熊本県農地利用最適化推進大会について
- 2 農地利用状況調査の提出について
- 3 次回の定例会について

(濱北会長)

それでは これをもちまして、令和 5 年度第 5 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いた  
します。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会 (終了 午前 10 時 51 分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印